

平安期の大和盆地における条里地割内部の土地利用

金 田 章 裕

【要約】 土地利用を具体的に記載した史料を整理し、現地比定を試みると、平安期の大和盆地の条里地割内部には、荒地などの耕地でない部分や事実上の畠が意外に多く、また現作率が低い場合やたとえ作付しても収穫不能場合も多かったことが判明した。しかも、弘福寺領・柴山寺領・稻吉名負田・今吉負田などの検討によって、このような状況が微地形条件や灌漑状況に規制されてほとんど余儀なく生じた結果であることが明らかにになった。

さらに、その灌漑条件についての質的な検討と、その空間的な広がり状態についての分析の試みを展開し、大和盆地の灌漑に不可欠であった皿池の大部分が、平安期には存在しなかったこと、従って当時の灌漑条件は一般にかなり悪い状態であったことなども推定されるに至った。

史林 六一巻三号 一九七八年五月

一 は じ め に

近畿地方やその周辺の平野部における耕地の多くは、一町方格の径溝網に規制されたいわゆる条里地割となっている。明治時代以後、すなわち「地籍図」によって、広範囲にわたって比較的容易に詳細な土地利用を知ることができ、段階においては、この条里地割内部は良質な水田が充填しているか、もしくはは一筆一筆の耕地が各々水田と微高な畑地とに分けられた島畑(平田)分布地となっている場合が多い。このような土地利用が、必ずしも条里地割そのものの施行時と直結しないことは先に明示した^①。例えば条里制施行地における島畑景観の形成起源は、十三・十四世紀前後に推定されるものであり、当時の土地利用集約化のプロセスと自然堤防帯に代表されるような一定の微地形条件に対応したものであった。し

かし、島畑景観が形成されるような時期以前における条里地割内部の土地利用については、改めて検討を加えるべき余地が残されていると思われる。

そこで、以下においては、平安期における条里地割内部の農業的土地利用について、可能な限り具体的に検討してみた。この目的の為に、条里地割の施行が最もよく貫徹し、かつ土地利用を記載する文献史料も多い大和盆地を当面の分析対象としたい。大和盆地に限定することは、筆者の現状での能力の限界からみてもすでに過大であることはともかくとして、地形的に完結した範囲であり、同時に例えば河内平野における大和川付け替えのような、灌漑条件復原の基盤を根底からくつがえすような変化を想定しなくてよい、という便宜がある。このことは灌漑と密接な関連を有する土地利用の考察にとって極めて重要なことであり、大和盆地を一貫して完結した水利システムとしてとらえることが可能となるからである。すなわち、そこへの水の流入量と、そこからの流出量をほぼ現状と同様に想定して大過ないことになり、盆地内部における変化の状況のみに注目してよいことになる。もとより、この前提は歴史時代における気候変化が大きければ、大幅に考察の意味を減ずる。従って、以下の検討・立論は、現在まで考えられている範囲内での気候変化があったとしても論旨が成立する限度内で進めて行きたい。

尚、昭和三十一年以後、紀ノ川から分水嶺を越えて大和盆地へ用水が導入されているが、小稿ではそれ以前の状態を基準として考えていきたい。以下の論述においては、最近の大規模な変化をいちいち捨象する表現を省略するために、「現状」という言葉を昭和二〇年代～三〇年代前半の状況をさすものとして使用することを御了承いただきたいと思う。^③

さて、ここに設定したテーマはすでに足利健亮が必要性を指摘しているものであり、条里制あるいは古代・中世の耕地をめぐる膨大な研究蓄積とも直接・間接にからまるものである。その研究史は服部昌之の展望論文^⑤に詳しいので再言の必要はないであろうが、小稿での検討に直接関連するもののみ限定しても、最近のいくつかのすぐれた研究にはふれておかねばならない。その一つは戸田芳実・稲垣泰彦^⑦などによる耕地の性格に重点をおいた研究であり、他は泉谷康夫・高重

進・木村茂光^⑩などによる畠に注目した研究である。また、藤岡謙二郎^⑪等、浮田典良^⑫、堀内義隆^⑬、小林重幸^⑭、野崎清孝^⑮など、大和の歴史時代の土地利用や灌漑をテーマとした研究にも導かれることが多い。

戸田は柴山寺領を中心とした分析から、平安期には「かたあらし」などと呼ばれる不安定な土地利用しか行われていなかった耕地の存在をめぐりに実証し^⑯、稲垣は大和国東大寺領小東荘の詳細な現地調査をふまえた事例研究において、十二世紀中葉には、当時の技術レベルにおける荘域内の開拓しうるすべての土地が開かれていたこと、このころ先進地帯においては不安定耕地の安定化がおこなわれたこと、などを明らかにしている^⑰。戸田の明示した不安定耕地が、二圃制的な農業と結びつけられるべきではない、とする高重進の見解も一般に受け入れられているとみられる^⑱。

一方、泉谷は平安時代の畠制度を分析し、高重も「条里制下の畠地の存在形態」について説明を進め、最近木村は平安期頃の畠作の安定度の問題や二毛作の問題といった畠作の集約度と領有関係についてすぐれた分析結果を公表している。これらの諸研究における指摘のうち、ここでは特に、高重が「畠を水田化することがない恒常的な畠をさすと思われる定畠と水田化することのある田畠との二種類」の畠の存在を推定し、小東荘の坪付にみえる「造畠」も「このような田どころの畠を示している」としていること^⑲、木村が、戸田の析出した柴山寺領の四ヶ坪の安定耕地のうち三ヶ坪が畠地であり、畠地がしばしば現作率の高い安定した耕地となっていると指摘していること^⑳、の二点に注意を払いたい。

ところで、先に筆者もまた畠畑形成の社会的・経済的条件をさぐる目的で畠についての整理を試みた^㉑。畠畑の造成という形での土地利用集約化は、畠地の有利な利用および水田部分の質の向上という形で具体的には出現する。この場合の水田の質の向上、換言すれば良田化は、何より水がかりをよくすること、すなわち灌漑設備や用水量によってではなく水田の面積の限定や水田の地下げによって灌漑条件を向上することにあった。耕地の安定もしくは不安定、あるいは集約化が、灌漑条件のみによって決定されるものではむろんであろう。しかし、現実灌漑条件が主要な要因であることは容易に想定されるところであり、上述の諸先学の指摘をも、改めて灌漑条件に視点を据えた上で考えてみるべきではないかと

思う。

従って、以下、まず田・畠・荒などの分布状況の整理、現作率の整理、得田・損田の整理などを行って、それらと灌漑条件との関連を究明し、その上で、現在の大和盆地の灌漑に多大の役割を果している多数の溜池、とりわけ特徴的な皿池による灌漑網の形成時期についての試論も展開してみたい。このような灌漑条件を考えるに際して、まず重要なのは微地形条件の分析であることはすでに再言の必要はないと思われるが、同時に微地形条件と表裏一体とも云える地割についても留意しつつ考えていきたい。

- ① 拙稿「条里制施行地における島畑景観の形成」(『地理学評論』四九一四)、一九七六年。
- ② 例えば、山本武夫『気候の語る日本の歴史』、一九七六年。
- ③ 大規模な都市化の進行以前であること、及び、後に使用する昭和二八年の『奈良県溜池台帳』及び『大和平野水利系統図』の時期とも合致するのが理由である。また吉野川からの引水も昭和三十一年からはじまったとはいえ、当初は毎秒〇、一に過ぎず、昭和四九年からの毎秒九、九一七に比べわずかである。
- ④ 足利健亮「日本・古代」(藤岡謙二郎編『歴史地理学(朝倉地理学講座7)』一九六七年)は、高重進・宮本敦・戸田芳実の研究をふまえて、古代あるいは中世の土地利用の地理学的研究の必要性を述べている。
- ⑤ 服部昌之「条里制研究の課題と方法」(『人文地理』二五二二)一九七三年。尚、小稿は一九七二年六月二四日の人文地理学会歴史地理部会において発表したもの(要旨、『人文地理』二四一五)に加筆、成文化したものである。服部論文には既に「地域論的研究」の一つとして位置付けられている。
- ⑥ 戸田芳実「中世初期農業の一特質——見作と年荒をめぐって——」(京都大学文学部読史会編『国史論集一』)一九五九年。
- ⑦ 同「一〇——三世紀の農業労働と村落——荒田打ちを中心として——」(大阪歴史学会編『中世社会の成立と展開』)一九七六年。
- ⑧ 稲垣泰彦「初期名田の構造——大和国大田犬丸名について——」(稲垣・永原編『中世の社会と経済』)一九六二年。
- ⑨ 河首能平「二毛作の起源について」(『日本史研究』七七)一九六五年、大石直正「一・二世紀の土地の種類とその利用経営の状態」(豊田武編『産業史』1)一九六四年など。
- ⑩ 泉谷康夫「奈良・平安時代の島制度」(『史林』四五―五)一九六二年。
- ⑪ 高重進「条里制下の耕地——畠地の存在形態の変遷とその意義——」(『広島大学文学部紀要』二二)一九五七年。
- ⑫ 同「古代中世の耕地に関する三つの問題」(『人文地理』一四一五)一九六二年。
- ⑬ 木村茂光「中世成立期における畠作の性格と領有関係」(『日本史研究』一八〇)一九七七年。
- ⑭ 藤岡謙二郎・桑原公徳・服部昌之・大脇保彦「大和盆地の条里制地割に関する問題」(藤岡編『畿内歴史地理研究』)一九五八年。

⑬ 浮田典良「江戸時代の大和一村落における耕地と綿作」(『地理学評論』三〇—一〇) 一九五七年。

同「奈良盆地における土地利用の歴史地理」(奈良女子大学地理学教室編『奈良盆地』一九六一年)。

⑭ 堀内義隆「奈良盆地に於ける水利慣行の研究——富雄川流域の場合——」(『人文地理』四—四) 一九五二年。

同「灌漑構造からみたる奈良盆地の地域性」(『地理学評論』二八—二七) 一九五五年。

同「大和川上流域の灌漑水利の研究」(奈良女子大学地理学教室編『奈良盆地』一九六一年)。

同「奈良盆地における部落の水利構造についての研究」(『地理学評論』三九—三) 一九六六年。

同「桜井市大福村の水利について——水利交渉の一端——」(堀井先生停年退官記念会編『奈良文化論叢』一九六七年)。

⑮ 小林重幸「奈良盆地の旱害に関する地理学的研究(其一・二)」(『地学雑誌』六一六・六一七) 一九四〇年。

二 土地利用の諸事例

管見の土地利用に関する事例を概観することから始めたい。

(1) 八世紀後半のものと推定されている「額安寺伽藍並びに寺領図」^①には、「公田・田・公野」などの地目の記載や丘陵・林・池などと思われる絵図的表現の他に寺領を中心とした詳細な記載がある。「寺田・迫田・厩田」など田の合計が九町五段三二一步、畠が二町六四歩、そのほか寺岡・栗原・楊原・寺院などとなっている。これらは、現在の大和郡山市額田部南町の丘陵部周辺に存在したものであるが、明治二〇年代の地籍図当時と比較すると、田の比率が相当低く、畠・

⑯ 奈良県農会『奈良県溜池整理調査書』一九〇六年。農林省京都農地事務局『奈良平野における農業水利の展開』一九六〇年、野崎清孝「水利集団の形成と水利構造」(『人文地理』二六—四) 一九七四年など。

⑰ 戸田、前掲⑥、一九五九年。

⑱ 稲垣、前掲⑦。

⑲ 高重、前掲⑩、一九六二年。

⑳ 戸田芳実『日本領主制成立史の研究』(一九六七年)では、前掲⑥(一九五九年)を再録し、高重説を認めている。

㉑ 高重、前掲⑩、一九六二年。

㉒ 木村、前掲⑪。

㉓ 拙稿、前掲①。

㉔ 藤岡謙二郎「歴史地理学における微地形研究の意義と問題点」(『松

下進教授記念論文集』一九六六、など。拙稿、前掲①。

㉕ 拙稿「奈良・平安期の村落形態について」(『史林』五四—三) 一九七一年。

同「地割と微地形」(『岩波講座日本歴史月報』一六) 一九七六年。

栗原・楊原などの占める割合が高い。

(2) 天曆四年(九五〇)、平城京城左京二・三・四・八条に散在した東大寺領九町一段三四〇歩のうち、水田は四町九段二八〇歩、畠四町二段一三二歩であり、水田のうち見田は四町四段一二〇歩、残り五段八八歩は荒であった〔平安遺文〕二五七号文書、以下(平―二五七)のように略記。

(3) 東大寺領城下郡村屋荘は、天曆四年、田五町九段、畠五段二〇歩であった(平―二五七)。

(4) 東大寺領添上郡酒登荘は、天曆四年に田五町六段三五〇歩と畠八段一七五歩からなっており(平―二五七)、長徳四年(九九八)には総面積が一五町三一九歩に増加しているものの水田は八町であった(平―三三七)。

(5) 山辺郡一一条三里付近、すなわち現在の天理市西井戸堂付近に存在した東大寺領長屋荘は、天曆四年に荘田二町二段(平―二五七)、長徳四年に荘田八町(平―三七六)、大治三年(一二二八)に田一〇町、畠一(町)(平―二一九)建仁三年(一二〇三)に田八町三段、畠二町四段であった。^②

(6) 天喜五年(一〇五七)添下郡京南一一条一・二里に(平―八六四)、建治元年(一二七五)には四条一・二里と五条一・二里、すなわち大和郡山市街地付近と本庄・杉付近に所在が確認される東大寺領清澄荘は、田二五町二二九歩、畠一町一段一三八歩であったが、このうち「常荒并古今年荒溝所」が一九町一段一三八歩にも達していた(平―二五七)。建仁三年(一二〇三)には田二六町三段二二〇歩、畠八町四段一三〇歩といずれも増加しており、田のうち現作が二三町八段、不作五段八〇歩、常荒・河成が二町一四〇歩であった。この年の現作のうちの定田八町六段が、得田四町二一〇歩、損田四町五段三〇歩^④とされていることにも留意しておきたい。時代はさらに下るが、建治元年(一二七五)の清澄御荘検田帳^⑤では「晧田五町一段七五歩、旱田一町二段一一五歩、得田一町九段五〇歩、損田三町二段二五歩」としている。

(7) 天理市櫛本付近に位置した東大寺領櫛荘は、天曆四年には総田数三〇町五段七二歩のうち、一二町七段二七二歩が「常荒并古今年荒」であり、定田は一七町七段一六二歩に過ぎなかった。ところが、大治三年(一二二八)(平―二一九)、

保延三年(一一三七)(平一一三三七四)、建仁三年(一一〇三)^⑥には田あるいは作田が三四町前後、畠がそれぞれ四町、四町五段、六町五段となっている。

(8) 康和五年(一一〇三)の櫛北荘稻吉名負田九町は、現在の和郡山市石川南部に比定されるが、このうち畠は八段であり、五町七段が損田であった(平一一五三二)。

(9) 康和五年の今吉負田検田帳(平一一五三〇)に記された九町九段一八〇歩は、和郡山市番匠田中の菩提仙川以北を中心存在したが、干損田九段を含む除田五町二段を除いた四町七段一八〇歩のうち、「造畠」が四町二段一八〇歩を占め、水田はわずか五段であった。

(10) 興福寺と相論をくりかえした東大寺領添上郡春日荘^⑦は、現在の奈良市古市付近一帯に存在したが、天治二年(一一二五)(平一一〇五二)には合計二五町四段三〇〇歩のうち、荒一町六段、川成一段一八〇歩、損田六町八段に及び、定得田は一六町九段二二〇歩であった。大治二年(一一二七)(平一一二〇二)には、合計二五町二四〇歩のうち、荒一町八段二二〇歩、川成一段一八〇歩、損田一町三段、定得田二一町三〇〇歩であった。

(11) 大治二年(一一二八)の日付のある大和国東喜殿荘坪付図^⑧には二七条二里とその北側の里の計一六カ坪に田畠の所在を記しており、その位置は、橿原市上飛弾町付近の飛鳥川東側に当る。坪付記載の数値は田三町八反余、畠五町、川・荒一町五段余となる。^⑨

(12) 東大寺領西喜殿荘は、(11)の東喜殿荘の位置との関連から橿原市城殿町付近の飛鳥川西岸に比定される。この久安三年(一一四七)の五町のうち、川成一町二段、現作が三町八段であった(平一一二六二四)。

(13) 橿原市飛弾町付近に推定されている東大寺領飛驒荘は、大治三年(一一六九)に田四町余、畠三町であった(平一一一九)。嘉応元年(一一六九)には、都合八町三段四〇歩のうち、荒六段などを除く定田が二町三段一二〇歩、畠が三町五段一〇〇歩であったが、定田のうちわけは得田一町三段、損田一町一二〇歩、畠のうちわけは「田畠」一町三〇〇歩、定畠

第1表 大和国弘福寺領の面積と現作面積

		寛弘3年(1006)	長和2年(1013)	永承5年(1050)	延久4年(1072)
高市郡	総面積	9町 8段 273歩	9町 9段 95歩	2町 0段 250歩	9町 9段 95歩
	現作	6 9 296	(2 9 269)		
十市郡	総面積	7 6 140	7 6 140	(6 4 0)	7 6 140
	現作	6 5 300			
山辺郡	総面積	29 7 328	29 7 291	22 6 113	29 7 291
	現作	27 8 28	18 5 16		
広瀬郡	総面積	43 3 187	43 2 354	(41 8 234)	44 9 155
	現作	31 3 200	14 9 101		

(注) 本文第三章(1)を参照のこと。数値は各文書の田所惣注合計が記載されている場合はそれを、ない場合は坪付惣注の合計値を示した。

二町四段一六〇歩であった(平一三五一六)。さらに下って、建仁三年には現作田四町七段七〇歩、畠三町二段三〇〇歩であり、現作田のうちの定田二町三段一一〇歩のうちわけは損田一町二段二四〇歩、得田一町一八〇歩、畠のうちの「見畠」二町三段のうちわけは損六段二四〇歩、得一町一段三〇〇歩であった。

(14) 著名な一乗院領池田荘では、文治二年(一一八六)の評付の合計三六町一八〇歩のうち、池四町八段、屋敷等一町三段一八〇歩、常荒七段八〇歩、年荒六〇歩、畠六段を含んではいたが、水田の比率は極めて高い。しかし、そのうちには損田四町三段二五〇歩、損畠一段六〇歩があった(『鎌倉遺文』二〇一―一号文書、以下(鎌一二〇一)のように略記)。

(15) やはり文治二年の大乗院領出雲荘(鎌一二〇三)でも、計三二町二段一八〇歩のうち、屋敷一町六段、常荒・川成六段二二〇歩、年荒四〇歩、畠九段などを含んでいたが、水田の比率は高い。

(16) 建仁三年の東大寺領薬園荘は畠三四町一段一八〇歩、田五二町四段一五〇歩とからなっていたが、畠は現作二三町七段六〇歩、不作七町九段三〇〇歩、常荒二町四段一八〇歩であり、田は現作四三町三段三〇〇歩、不作五町二段三三〇歩、常荒三町一段三〇〇歩であった。現作田のうち定田は一七町一段三三〇歩であったが、このうちの得田が九町二段三四〇歩であった。時期が下る例であるが、留意しておきたい。

(17) 上述の稲垣の研究によれば、大田犬丸名―小東荘では、永承元年(一一〇四

六)の四町三段二四〇歩から出発して、天仁元年(一一〇八)には一四町四段二六〇歩に達する水田が、当時の技術で開墾し得たほとんどすべての部分であったと結論されているが、これは今日の水田地帯の極く一部に過ぎない。さらに天養元年(一二四五)においても小東荘都合四〇町一五〇歩のうち、水田は二〇町一段六〇歩に過ぎず、このうちの三町三〇〇歩は荒であった。やはり稲垣の整理によって、損田が一四カ年にわたって存在したことが知られることに注意したい。

(18) 戸田が分析した柴山寺領の一部は大和盆地床の十市郡に所在した。正暦五年(九九四)から康平二年(一〇五九)に至る一二年分の坪付^⑬にみえる八町前後の同寺領のうち、最低二町八段一六歩、最高七町三段三〇〇歩の現作分はほとんど畠であった。但し、これらの畠が比定される田原本町松本北西部は、曾我川の自然堤防部に相当して現在も畑の多い部分に当る。

(19) 弘福寺は、高市郡・十市郡・山辺郡・広瀬郡などに、第1表のような寺領を有していた。山辺郡・広瀬郡の主要部については後に詳しく検討することとし、ここでは現作面積が坪付記載面積あるいは寺田面積とかなりのギャップを有していることにとりあえず留意しておきたい。ただ寛弘三年に比べて長和二年以後の現作田面積が大幅に少ないのは、後述のような文書記載方法による差異が大きいことを付言しておかねばならない。

(20) 一乗院領平田荘は、平安末に膨大な荘園となるが、久安四年(一一四八)の大和国平田荘内検帳(平一一六五二)に記された面積は文書が前欠のためもあり、四九町七段三三〇歩に過ぎない。しかし、そのうちに「水田」と明記された部分が三六町九段二五三歩はあり、また「造畠」も合計四町四段所在した。これらのうち坪付が記されているものの多くは、現在の広陵町・大和高田市・香芝町などに分布する。これらの大半は「新田」とされており、この「新田」は本来「本田」に対するもので新しい開発田を意味するものではないが、分布地の多くが集落部分など当時の微高地と思わわれる部分に当るため、平安期における事実上の開発田を多く含んでいた可能性がある。

以上のような諸例には、村屋荘や酒登荘などのように位置の不明なものが含まれたり、時期的にも奈良時代の例や鎌倉

時代についてしか知り得ない例もあって、資料の質がそろってはいない。しかも例えば、天曆四年頃は、東大寺領が一般的にふるわない時期だったように思える^⑮、といった状況を考慮すべきものもある。しかし、このような限定条件を必要とするものの、以上の整理によって、平安期の大和盆地における土地利用には、次のような状況がかなり一般的であったことは認めてよいであろう。

まず第一は、全体に占める田の面積比率が相対的に低く、畠・荒などがかなりの部分を占めることであり、(1)・(2)・(4)・(5)・(6)・(9)・(11)・(13)・(16)・(17)・(18)などの例によって典型的に知り得る。同じく大和盆地床にはあっても、条里型の地割がほとんど認められない部分であるので一率に例示はしなかったが、天養元年(一一四四)の大和国安隆寺領畠坪付案(平一五〇一五)に記された九町余の畠が分布する河合町河合も集落部分以外現在ほぼほとんど水田である。

第二は、すべての耕地が連年耕作の対象とはならず、戸田の指摘したような断続的・間歇的な土地利用を余儀なくさせられた結果と推定される現作率の低さが目につくことであり、(7)・(10)・(19)の事例などが代表的なケースである。先に指摘した荒などの存在も考慮すれば、吉田畠が平安期の開発の特徴として明示した条里制施行地内部の開発予定地の開発と荒廃田の再開発という性格は、規模や程度の差こそあれ、大和盆地床においても基本的に共通して存在したことになる^⑯。また、(14)・(15)のように鎌倉時代初頭の現作率の高い例もある。これは、稲垣が指摘しているような十二世紀における耕地の安定化の進行の結果とみなすことも可能であろう。

第三は、損田の比率が比較的高く、逆に得田の比率が低いことから、たとえ現作となった耕地のうちにも十分な収穫が得られないと認められた部分が多いことである。事例(6)・(8)・(10)・(13)・(14)・(16)・(17)など、この例は多い。ただ、この時期、「例損」^⑰などの用語が示すように、損との認定が一種の得分と化しているケースも推定されることから、さらに検討を必要とする。しかし、それにしても一般的には、このような「例損」を認めるような実情の背景が、少なくとも一時期にしろあったことを認めねばならないであろう。特に(17)のケースでは、その理由の多くが稲垣の整理によって干損^⑱であったと

知られることに注目しておきたい。

- ① 大和郡山市額安寺所藏(奈良国立博物館管理)。閲覧を御許し下さった同寺住職に御礼申し上げる。この図の現地比定については米倉二郎「庄園図の歴史地理学的考察」(『広島大学文学部紀要』一二、一九五七年)がある。
- ② 『東大寺統要録』寺領章、(『続々群書類従』第十一、宗教部)。
- ③ 建治元年清澄御莊檢田帳、(森田義一編『郡山町史』一九五三所収のものによった)
- ④ 前掲②
- ⑤ 前掲③
- ⑥ 前掲②
- ⑦ 正暦二年大和国添上郡牒(平一三四九)など。泉谷康夫「公田変質の一考察」(『歴史評論』一〇六、一九五九年)に詳しい。
- ⑧ 西岡虎之助編『日本荘園絵図集成』下、一九七七年、所収の写真版による。
- ⑨ 現地比定は、「廿七条二里」の記載および、北西隅に始まり南行する千鳥型の坪並によって可能となる。さらにこれは、現在の飛鳥川河道沿いに位置することになる「川・川原」及び上飛彈北東部の日高山の位置と合致する「山」の記載によって傍証される。なお田・畠の合計数値には若干の不確定部分があるが、畠・荒の多いことには相違ない。
- ⑩ 前掲②
- ⑪ 前掲② 応保二年旨宣旨案(平一三二二)には「清澄庄内菟園村」とあるので例⑥の清澄荘に近い大和郡山市付近であろうが、東大寺統要録には別記している。
- ⑫ 稲垣泰彦「初期名田の構造」(前章注⑩)。史料等は稲垣論文に詳しいので省略する。
- ⑬ 木村茂光「中世成立期における畠作の性格と領有関係」(前章注⑩)に一部復原の上、整理して表示されているので、引用史料の詳細な注は省略する。
- ⑭ 村井康彦「平安後期の社会構造——とくに雑役免田制・寄人の問題をめぐって——」(『日本史研究』四二)一九五九年。
- ⑮ 泉谷康夫「東大寺領様庄について(上)」(『ヒストリア』三〇)一九六一年。
- ⑯ 戸田芳実「中世初期農業の一特質」(前章注⑥)
- ⑰ 吉田晶「平安期の開発に関する二・三の問題」(『史林』四八一—四一九六五年)。
- ⑱ 原島礼二(「八世紀の稲作に関する二・三の問題」『歴史評論』一四八、一九六二年)も八世紀前半の五〇年間の状態を検討して、畿内において不作・凶作の年が半分近い二四カ年にも及ぶことを明らかにしており、大和以外の事例ではあるが当時の耕地中に耕地としてほとんど使えないものにならない部分を一二〜四四%も含んでいたと整理している。年荒(かたあらし)部分の再耕作を含む広義の再開発に必要な労働力が相当量にのぼったことも戸田(前章注⑥)の指摘するところである。
- ⑲ 例えば、『東大寺統要録』寺領章(前掲②)には、笠間荘に「例損三町八段」、玉井荘に「例損二町五段」、猪名荘に「例損十二町六段半」などを記している。また保安元年撰津国租帳(平一補四六)が示す各郡の不埶田の比率が一〇%前後であり、埶田中の得田の比率に七〇%前後のものが多いことも、一般的事実背景があつたことと見えるが、数値が余りに一率化しているので検討を必要としよう。

三 土地利用と澆灌条件

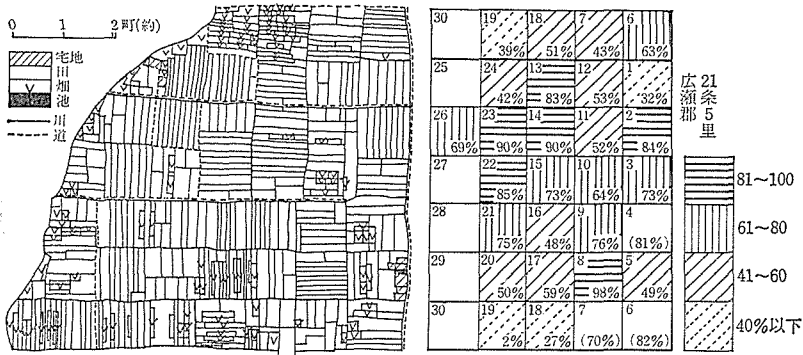
前章において明らかになった平安期の大和盆地における土地利用の状態のうち、特に、現作率、損・得田、畠の三点についてさらに具体的に検討を加えたい。それぞれに対応する事例をとりあげて、まずその微地形的立地条件・澆灌条件を中心に分析を試みようと思う。

(1) 現作率と澆灌条件

上述の弘福寺領は、寛弘三年(一〇〇六)の大和国弘福寺牒(平一四四四)、長和二年(一〇一三)大和国弘福寺牒案(平一四七三)、永承五年(一〇五〇)大和国弘福寺三綱等解(平一六八三)、延久四年(一〇七二)大和国弘福寺牒(平一〇八九)、といった詳細な土地利用を注記した史料を残している。史料の年次がかなり離れていること、あるいは弘福寺領莊園そのものが、次第に衰退する方向にあったことなど、必ずしも好条件とはいえないが、大和盆地床の条里地割内部について詳細な土地利用を検討できる数少ない貴重な事例となる。寺領が集中している広瀬郡の部分と山辺郡の部分の二カ所を中心に検討を加えてみたい。

さて、弘福寺領広瀬莊は、後掲第4図のように広瀬郡二〇条五里・二一条五里の部分二九カ坪と「木戸池内」分とされ(㉑)、た二一条五・六里、二二条四・五里の二つの耕地群からなっており、井上寛司は本来の寺田が前者に限定されていたことを明らかにしている。さらに同時に、寛弘三年の史料とその後の三通の史料とは田数の記載形式を異にしており、寛弘三年の場合には広瀬莊全体の現作田数が示されているが、その他はすべて寺田の現作田のみが示されていることも指摘されている。ここでは、四通に共通して現作田が注記されている二〇・二一条五里の二九カ坪をまずとりあげたい。この二九カ坪の寛弘三年の総田数は二四町四段三〇三步、現作は二二町七段一〇二歩であるから現作率は九二、九%となる。同

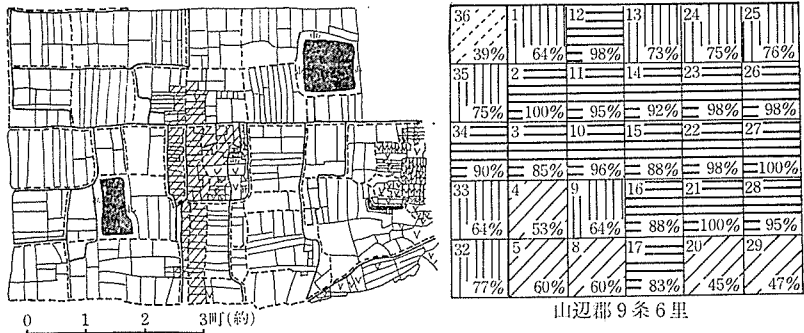
平安期の大和盆地における条里地割内部の土地利用 (金田)



第1図 弘福寺領広瀬荘主要部の明治22年地籍図 (a, 左) と平均現作率 (b, 右)

様に、長和二年、永承五年、延久四年の寺田における現作率は、それぞれ七一・一%、四五・〇%、五八・五%と算出されるから、この四十年の平均現作率は六六・九%となる。もとより、この現作率は半世紀以上にも及ぶ間の、わずかに四十年分の平均にしか過ぎない。しかし、現作率が七割に満たないという低い状態であることには注意しておきたい。

これらの耕地が所在した部分は、現在の広陵町南端に当る高田川東岸の標高約五二mの沖積平野に相当し、明治二二年には第1図aのような典型的な条里地割の部分であった。第1図aの西側を限るのは高田川であり、川沿いに主として畑地に利用されている自然堤防がみられ、他には若干の島畑の分布がみられるのが特徴である。この島畑は、先に明らかにしたように十一世紀当時にはまだ形成されていなかった。ところで第1図bは、各坪毎の四十年の平均現作率を示したものであるが、上述のような低い現作率は決して各坪に共通するものではない。例えば、八ノ坪のように一カ年だけが現作九段という以外は一町すべてが現作であるような相対的に安定した耕地と思われる部分(九八%)と、例えば二〇ノ坪のように、現作面積が一町、七段一八〇歩、一段、零といったふうにより年次による変動の激しい不安定な耕地の部分(五〇%)とが混在していることを知ることができる。しかも、この現作田が年によって大きく変動する二〇ノ坪には、長和二年に四段の島が注記されている。寛弘三年には一町のすべてが現作田であったからこの畑が恒久的なものであったとは考えられず、後にそこに島畑が造成されていること

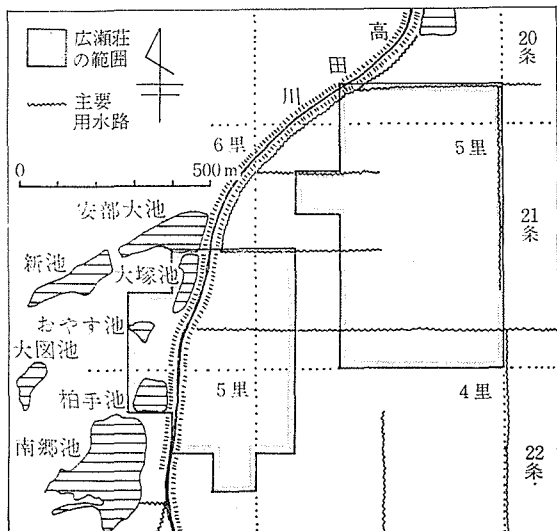


第2図 弘福寺領山辺荘の明治22年地籍図 (a, 左) と平均現作率 (b, 右)
(凡例は第1図と同じ)

からすれば、水利条件のよくない部分であり、一時的にある年にのみ畠とした部分であると考えられる。ところが一方の八ノ坪は長地型に近い形態の典型的な条里地割の部分である。

前述のようにわずか四カ年分に過ぎない上に、長和二年以降の現作の注記は寺田に関するものに限られるために、寺田が三段前後でしかない四・六・七坪のようになり、第1図bの各坪毎の平均現作率も実際とは齟齬を生じる場合もある。しかし、全般的にはaとbとの対比によって、現作率の高い、相対的に安定した耕地であったと思われる部分は、微地形的にも低平で水がかりがよく、逆に現作率の低い、相対的に不安定な耕地部分には、後にしばしば鳥畑が造成されて同時に良田化がはかれるような水がかりのよくない部分であったことも判明する^⑦。このように現作率の高低を微地形条件によって説明し得ることはまた、この史料の現作に関連する土地利用の注記が、当時の実状を十分に反映したものであったことを示すものである。従って少なくともこの部分では、現作・不作の最大の要因すなわち耕地の安定・不安定は、微地形条件・灌漑条件に規制されていたことは認めてよいであろう^⑧。

一方、山辺郡の場合にも広瀬郡の場合に準じて整理してみると、九条五・六里の主要な三〇カ坪の四カ年の現作率は九三・四%、六六・九%、八一・八%、七五・七%、平均七九・五%となる。この三〇カ坪は現在の天理市川原城町に比定され、明治二二年の地籍図は第2図aの如くである。十一世紀の坪別平均現作



第3図 弘福寺領広瀬荘の範囲と溜池・主要用水路

率は第2図bの如くであるから、当時は地籍図中央の川原城村の集落と二カ所の溜池は存在していなかったことになる。さらに地籍図の東南隅に濠跡らしき遺構があり、そこに城ノ内・ヤカタといった小字名があつて中世の城館の立地も推定され、この部分の十一世紀以後における景観の変化は特に著しかったことが窺えるから、地籍図の土地利用や地割形態に多くは期待できない。とはいっても、ここでも相対的に安定した耕地と不安定な耕地が所在したことが知られ、第2図a bを対比してみると、地籍図の東南隅を流れる布留川沿いに水がかりのよくない畑地部分があつて、この付近の現作率が特に低いことが判明する。すなわちここでも耕地の安定・不安定は灌漑条件にまず規定されていたことにならう。

ところで、この山辺郡と広瀬郡の弘福寺領を対比してみると、前者の平均現作率が七九・五%とかなり高く、後者が六六・九%と比較的低いことに気がつく、その理由には、荘園経営の問題をはじめ様々なことが想定される可能性がある。しかし、やはりまず両者の灌漑方法をみてみたい。

山辺荘の所在地は現在の天理駅前付近一帯に当り、すでに耕地は残っていないが、大部分は布留川から直接引水する河川灌漑によつており、十一世紀より後に築造された二つの溜池のうち、北東部の川原城池は、地籍図北西部付近の平均現作率の低い部分（三六ノ坪など）を、南西部の丹波市池はその南西側のやはり現作率の低い部分（四・五・三三ノ坪など）を灌漑していた^⑧。すなわち、現作率が高い部分は布留川の河川灌漑による部分であり、十一世紀においてもそうであつた可能性が極めて高く、北西隅と南西隅

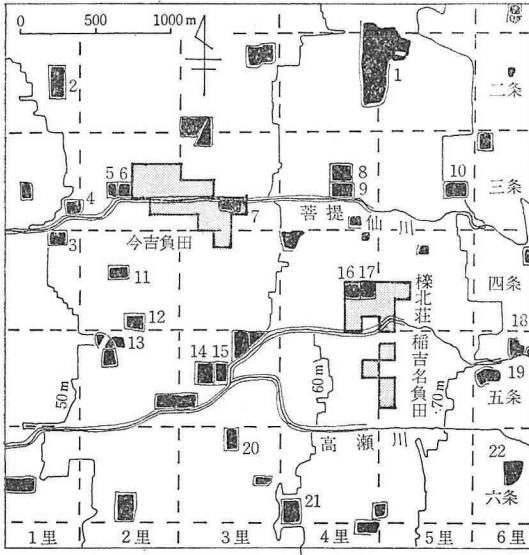
の比較的現作率の低い部分は後に築造された溜池によって耕地の安定化がはかられた部分であり、当時は水がかりのよくない部分であったことが判明する。

これに対して、広瀬荘の前述の二九カ坪の灌漑は、北半部が第3図のような安部大池と新池によって、南半部がおやす池、柏手池・大塚池とポンプ一基によって行われていた。これらの溜池はすべて高田川の西側にあるので、東側にある広瀬相当地部分の耕地を灌漑するためには高田川を越えねばならない。現在は天井川化した河道の下を通しているが、かつては田植前の五月頃に高田川のおやす池前方と安部大池前方の二カ所に井堰を設け、水が流下しないようにした上で溜池の水を一旦高田川に入れ、さらに東側の小水路に導く、といった方法^⑩によっていたという。いずれにしても、溜池を設け、その水を高田川の東へ導くことによってこの部分の連年耕作が可能となっているわけである。ところが、この六カ所の溜池のうち、第4図のようにおやす池・大塚池・柏手池の三カ所に当る二一条六里八・九・一七・一八坪及び二二条五里一三坪のほとんどが荘域に含まれており、寛弘三年にはそれぞれ五段一二〇歩、二四〇歩、零、二段一六〇歩、七段九〇歩の現作田が存在していた。従って当時おやす池・大塚池・柏手池の三つの溜池が存在する余地はほとんどなかったことになる。とすれば、これらの溜池を欠いた状況では灌漑は決して十分であったとは考えられなくなる。その他についても十一世紀に存在が確認できるわけではないから、広瀬荘の平均現作率の低さは、主として灌漑用水不足に起因するものであったと考えて大過ないであろう。

以上のように、少なくとも弘福寺領の事例においては現作・不作すなわち耕地の安定性の高低は、一まとまりの荘域全体としては灌漑の方法や用水量によって、その内部の個々の部分における現作率は微地形条件に規定された水がかりの良さ・悪さによって、大きく規制されていたことが明らかとなる。^⑪

(2) 損・得田と灌漑条件

康和五年(一一〇三)の櫛北荘稻吉名負田(平一一五三二)と今吉負田(平一一五三〇)は第4図の位置に比定される。稻吉名負



第4図 今吉負田・稻吉名負田と付近の溜池 (両負田の所在する坪を示してある)

田九町のうち、損田が五町七段をも占めること、畠が八段存在することは上述の如くである。現在四条四里の部分は第4図16の溜池によって、同五里の部分は18とその東側の溜池によって、五条の部分は19・22の溜池によって灌漑されている。このうち特に四条四里の部分に注目してみたい。この部分の稻吉名負田を灌漑する16の南下池とその東の南上池(第4図17)の部分では、十二世紀初めにいずれも溜池の全面積に相当する一町全域が稻吉名の田畠であった。すなわち、十二世紀の初めにはこれらの溜池は存在しなかったことになり、灌漑は別の方法によっていたことになる。換言すれば、灌漑が不十分であるからこれらの溜池を築造したものと考えてよいから、十一世紀の稻吉名負田の損田は、少なくともこの部分では干損によるものであり、用水不足に大きな原因があったと考えるとよいであろう。この負田の他の部分を灌漑する溜池は、

当面は何時築造されたのが不明であるから速断はできないが、類似の条件であったことは十分考え得るところである。

一方、今吉負田の方は損九段と稻吉名に比べれば損の割合は低い。しかし、この損は干損によるものであることが文書中に明記されている。しかも、定田四町七段一八〇歩のほとんどに当る四町二段一八〇歩が「造畠」とされているところをみれば、この損が少ないのは灌漑が十分であったためではなく、むしろ、絶対的に灌漑用水不足であるが故に水田とすることをあきらめて、大部分を「造畠」とした結果であった可能性が高い。恐らくは、干損九段とはわずかな用水に期待して作られた水田の大半が被った被害を示すものであったと考えると大きくは間違っていないであろう。この今吉負田の

所在地は第4図の位置に当るが、菩提仙川以北の部分は、5・6・8・9の溜池と菩提仙川によって灌漑され、以南の部分はやはり菩提仙川と7の公方池をはじめとするいくつかの溜池によって灌漑されている。^⑬この公方池の位置する三条三里一七・二〇の両坪には六段と八段の負田が確認されるから、この溜池はやはり十一世紀初めには存在しなかった可能性が大きく、もし存在したとしても極めて小規模なものであったことになる。従って少なくとも菩提仙川南岸部分の用水不足は確認できることとなる。同様に北岸部を灌漑する8の溜池部分にも延久二年(一〇七〇)には興福寺雑役免池田莊の公田畠一町が所在(平—四六三九・四六四〇)していたことから、当時この溜池が存在しなかったことが知られる。このように、今吉負田においても、十一世紀初頭頃には灌漑用水の不足が著しいいわゆる干損場であったことが知られ、それを克服するために、後になって7・8の溜池などを築造したプロセスを推定できることとなる。

すなわち、前章で明らかになったような損田の多さは、当時の社会的条件にもよったであろうが、何よりもまず、大和盆地においては灌漑用水不足が最大の原因と考えられることになろう。

(3) 畠・造畠と灌漑条件

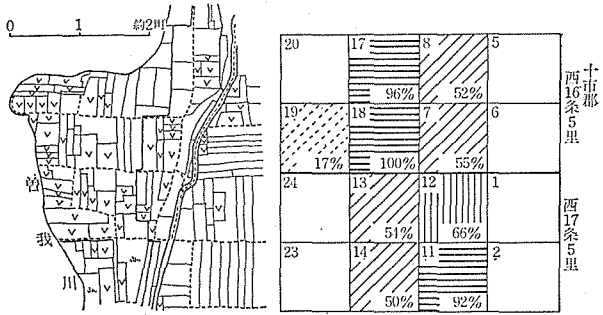
弘福寺領広瀬荘では、水がかりのよくない後に島畑が造成されるような部分が、時に畠として利用されていた。今吉負田でも得田のほとんどが「造畠」であったことは上述の如くである。また十一世紀頃の小東荘の「造畠」が田・畠の切り換えの行われる部分であること、十二世紀の飛驒荘には畠に「定畠」と「田畠」の二種類があったことなどは高重が指摘したところである。^⑭高重はさらにこのような「造畠・田畠」について、「田にできるところをわざわざ畠とし、しかも検田帳に造畠と記されていることは、直接的把握の対象から逃れようとして畠にした耕地を指すもの」と解している。この指摘の可否は別として、ここでは前述の今吉負田が著しい干損場であり、その「造畠」が地目上は田であっても灌漑条件から水田となし得ず、耕作するためには畠とせざるを得ない条件下にあったと考えられることを想起したい。すなわち、制度上の問題を一応留保した上でも、一時的な畠が形成される条件(ここでは灌漑条件)が十分推定し得ることである。

ところで、稲垣泰彦によれば、十一世紀頃の小東荘では、当時の技術レベルにおける開拓可能地の開田が完了していたが、この技術レベルとは主として灌漑に関するものであった。^⑮従って、田・畠の事実上の切り換えが、制度上あるいは社会上の理由ではなく、灌漑条件に規制されて、余儀なく行われたものである可能性は残されているといえよう。^⑯飛驒荘の場合は、坪付を欠いているので正確な場所が不明であるが、前述のように損田の多いところであり、現在の檀原市飛驒付近とすれば、やはり干損場と考えられるところである。^⑰「田畠」とは、このような干損場ではあるが、灌漑用水にさえ恵まれるならば、水田化の用意のあるところといえないであろうか。このように考えることが許されるならば、前掲例⑱の平田荘が「水田」と「造畠」に分けられていることは、前者が田のうちの本来の水田、後者が田のうち畠化した部分と理解できることになる。^⑲

以上のように考えるのはすでに別稿において整理したように、十一世紀頃までは制度上の田畠の差異が大きく、また経済上も畠は田に比べて相当低く評価されていたからである。^⑳すなわち、水田が畠に比べて圧倒的に有利な状態では、可能な限り水田現作をめざすのが当然の方向であり、畠とするのは、制度上その方が有利であるか、又は灌漑条件に規制されてやむを得ないかのいずれかの場合であると考えられるからである。いままで検討してきた事例から知り得るケースはすべて後者すなわち灌漑条件によって説明が可能である。

勿論畠としさえすれば「見作」となり「得」となるとは限らず、依然として水損・虫損等々不安定な耕地となる可能性は多々ある。しかし少なくとも、水不足による作付不能という事態だけは確実に回避できることとなる。木村茂光は、畠がしばしば見作率の高い安定した耕地となっていることを明らかにしているが、その理由としては、まず干損に対する危険性が水田に比べてはるかに低いことをあげねばならない。

とすれば、相対的に安定した畠作がもっと行われてもよいように思えるが、事實は必ずしもそうではない。その理由は、制度的なものを留保すれば、やはり上述のような畠と畠作の経済的な評価の低さに求めるべきであろう。水田の面積を狭め



第5図 十市郡柴山寺領の明治19年地籍図 (a, 左) と平均現作率 (b, 右) (凡例は第1図と同じ)

でも、水田の一部に土を掻き上げて島畑を造成し、田島ともに有効な土地利用をはかるには、田島の制度的な差異のみならず、それぞれの土地生産性のギャップもなくなることが必要であった^⑨。これほどではなくとも、田から島への積極的な転換が行われるためには、有利な島作物の出現あるいは島地二毛作の普及などやはり島の経済的評価を高める条件が整う必要がある。大和では十二世紀後半には島地二毛作が一般化し、領主階級にとってもそれが無視し得ない重要なものになっていることを木村が指摘しているが、平安末近くまで、大和盆地では灌漑の可能性がある限りまず水田耕作が意図される状態が一般的であったと理解してよいと思われる。

そこで、十市郡柴山寺領のケースの微地形条件をいま一度検討してみたい。同寺領は前述のように現作のほとんどが島であり、第5図aのような畑の多い部分に相当する。図の西側を曲流しているのは曾我川であり、現在は河川改修の結果河道は直線化しているが、第5図bのような分布を示す柴山寺領は曲流した曾我川のほぼ東岸に位置することになるから、明治一九年当時のこの河道は平安期にも所在した可能性が認められる。しかし、全く同様ではなく若干の変遷がみられたのであろうことは、一町全域が現作であることが多かった一七坪相当部分の北部が河道化していることなどによって推定することができる。a図にみられるような畑はこの曾我川の自然堤防堆積物に起因する微高地と考えてよいが、先に推定したように^⑩、この図のように明瞭に田と畑に分離されるのは平安期よりだいぶ後のことであると考えられる。十一世紀には、第5図bのような現作の大部分が島であったが、木村の整理に従えば、一六条五里七坪で最大七段二〇歩、八坪八段、一七坪一町、十八坪一町、一九坪三段、一七

条五里一三坪一段六〇歩、一四坪二段一二〇歩が水田現作となった年があった。

すなわち、この部分は曾我川河道に近い微高地に位置し、水がかりがよくないために畠とされる時が多かったが、水量あるいは労働力的条件さえ許せば水田化の意志のあるところであったことになる。第5図aのような畑と田は、島畑造成と同じプロセスで、後に一方を地下げして良田とし、一方にその土を積み上げて畑として両者を明瞭に区別した結果とみなし得よう。この畠の存在もまた微地形と灌漑条件に規制されたものであった。

① 村井康彦「平安後期の社会構造」(前章注⑩)

阿部猛「平安後期における一寺領荘園の没落過程——弘福寺領大和国広瀬荘の場合——」(『日本歴史』一一五)一九五八年。

井上寛司「弘福寺領大和国広瀬荘について」(『赤松俊秀教授退官記念園史論集』、一九七二年)。

② 大和の条里プランについては秋山日出雄の復原を基礎とし、拙稿(前々章注⑨、一九七一年)における検討結果に従ったものである。

③ 藤岡謙二郎「条里制地割と現在の景観との問題」(藤岡編『畿内歴史地理研究』、一九五八年)は、現地比定に関連してこの「木戸池」なる池の存在についての疑問を提示している。

④ 井上、前掲①

⑤ 長和二年、永承五年、延久四年については寺田面積に対する現作面積の比率を算出した。

⑥ 拙稿「条里制施行地における島畑景観の形成」(前々章注①)

⑦ 寺田面積が坪内の三〇%前後でしかない二条五里四・六・七坪などの場合、その現作率が坪全体の現作率とはかなり異なることが考えられる。従って、この三〇坪については例外として扱う必要がある。またその他の場合についても一〇〇%寺田でない限り、若干の齟齬はあり得ることになる。しかも、微地形条件が平安期と明治二二年とで

は、全く同じとはいえず、洪水による堆積、人工的な削平など様々な変化が推定されるが、このような傾向は十分認め得るであろう。

⑧ 説明的に付言すれば、微地形条件が灌漑条件を規制することは自明であるが、両者は全く同一ではない。ある一定の範囲が全般的に微高地である為に水がかりが悪く灌漑条件がよくなかったとしよう。例えばこの部分の灌漑条件改善の為に溜池などを築造して全般的には灌漑条件がよくなったとしてもそれは必ずしも全面積一率ではなく、依然としてその内部の小起伏によって相対的に低く水がかりのよい部分と微高地水がかりの悪い部分があることになる。

⑨ 奈良県耕地課『大和平野水利系統図』、作製年不詳であるが、恐らくは昭和二八年頃と思われる。

⑩ 広陵町役場での聞きとりによる。尚、高田川の平安期の河道の位置、あるいは天井川化した時期など、改めて検討を要する。

⑪ 高市郡の弘福寺領は榎原市田中町西方と明日香村の同寺々辺に存在するが、土地利用の記載が二〜三年分しかなく、また坪内の全域を領有しているケースがないために考察対象からはずした。また、十市郡では、桜井市西方から耳成山北東部にかけて散在するものであるが、東二条三里八、九坪は二カ年分しか知り得ないものの、一町全域が現作田となっており、両坪相当部分の地籍図では典型的な長地型の地

割部分である。高市・十市両郡の場合も、微地形・地割・灌漑のいずれも広瀬・山辺両郡の例で明らかにした傾向に連するとみてよい。

⑭ 前掲⑩

⑮ 前掲⑩

⑯ 高重進「条里制下の耕地」(前々章注⑩)

⑰ 稲垣「初期名田の構造」(前々章注⑦)

⑱ 江戸時代には田方耕作を行うために村単位で計画的に田畠の切り換えが行なわれていた(浮田典良「江戸時代の大和一村落における耕地と耕作」(前々章注⑬))が、このような計画的な畠化には、例えば島畑の場合と同じような経済的背景が必要と考えられ、このような計画的な田・畠の切り換えは想定できないと思われる。弘福寺領などの田・畠の出現に全く規則性が認められないこともこの傍証となろう。

⑲ 大脇保彦「土地利用と条里の問題」(藤岡謙二郎編『畿内歴史地理研究』一九五八年)は、地割形態と桑畑等の分布から灌漑条件の考察

を行っている。

⑳ 前々章例⑱で述べたようにこれらの多くが後の集落部分、すなわち微高で水がかりのよくないと推定される部分に分布している。

㉑ 拙稿、前掲⑩

㉒ 木村「中世成立期における畠作の性格と領有関係」(前々章注⑪)

㉓ 拙稿、前掲⑩

㉔ 泉谷「奈良・平安時代の畠制度」(前々章注⑫)

㉕ 木村、前掲⑩

㉖ 拙稿、前掲⑩

㉗ 木村(前掲⑩)は、長久二年、永承元年の場合全く「白」の注記がないところから、実際に水田化したためではなく田所朱注の注記方法の違いと推定している。但し、もしこれを水田と仮りに理解しても傾向に変化はない。尚、木村論文は曾我川の新河道の位置で考察している。

四 溜池灌漑網形成に関する一試論

平安期の大和盆地の条里地割内部に意外に多かった畠には、微地形条件・灌漑条件などに対応してなけば余儀なく畠となったものが多かったこと、また現作率が低い場合や、たとえ作付しても収穫が十分でない場合(得田率が低い)が多く、これも灌漑条件に大きく規制されていたことなどが判明した。このような土地利用状況を規制した灌漑について、次に一つの試論を展開し、平安期の灌漑条件の復原を試みたい。特に大和の場合、極めて多数の溜池による灌漑網が形成されている。しかもその溜池には、谷の一方あるいは二方を堤で堰止めて湛水した溜池(小稿ではこのような溜池を谷池と仮称したい)と、周囲に方形に築堤して湛水した皿池と呼ばれる浅い溜池があり、大和盆地床には特に後者が数多く分布している。以下これらの溜池に注目して検討してみたい。

(1) 溜池の築造時期と小字名

弘福寺領山辺莊域の川原城池と丹波市池、広瀬莊域を灌漑しているおやす池・大塚池・柏手池、稻吉名負田にかかわった南下池・南上池、今吉負田を灌漑した公方池などは、十一・十二世紀にはいずれも存在していなかった可能性が高かった。このように、現在は溜池があるが、平安期頃にはそこに田畠などの所在が確認されて、その溜池が存在しなかったか、もしくはたとえ存在していても現状とは大幅に異なった極めて小さな溜池でしかなかったと考えられる例を集めてみると第2表の如く多数にのぼる。昭和四六年発行の二五、〇〇〇分の一地形図に記載された溜池は一、四八五カ所の多数に及ぶが、それにしても、第2表の溜池が平安期には存在しなかったとすれば、前章で例示したように灌漑条件は現在よりかなり劣悪であった部分が多かったことになる。また、第2表の溜池の大部分が皿池であることにも注意しておきたい。

さて、これらの溜池の部分の小字名に注意してみたい。例えば上述の川原城池はミゾシロ、丹波市池は溝マタケ、南下池は半木原、南上池は久保取、といった具合におよそ池とは無関係の小字名である。ところが、皿池の多くは大和盆地に卓越する条里プランの一町方格の一つもしくは二つ程度に合致しているが、小字名もまたほとんどの場合一町方格の一つもしくは二つ程度の面積と形態で地籍図に記載されている^④。このような小字名の成立時期は様々であり、一般的に何時と表現できるようなものではない。しかし、小字名が確定・定着する時にすでに溜池が所在したような場合、おそらく溜池とかかわりのある名称の小字名が残るであろうと考えて大過ないであろう。溜池の築造はその土地にとっては画期的なことであろうから、その際に小字名が改変されることさえ十分に想定し得る。とすれば、このような例では、現在の溜池ができる以前に小字名が確定していた可能性が高い。もとより、現在の小字名とその範囲は明治初期の地籍図作製の際に最終的に画定されたものである。従って、この推論には例外が現れるであろうことは恐らく避けられない。

ところが、第2表から判明するように、史料によって、平安期頃には存在しなかったか、たとえ存在していても現状と

第2表 平安期における溜池所在地の田畠

番号	溜池名	皿池(1)	所在地	小字名	溜池部分に相当する田畠史料(2)
1	古池		天理市森本	阪本	杜本荘公田6反
2	北池	○	〃 森本	南下田	和邇荘公田1町
3	下池・上池	○	〃 中	五反ヲサ	東伊与荘九口免田1町・6反
4	小路北池		〃 小路	ハコダ	東伊与荘公田畠4反
5	南柳生池	○	〃 南六条	イツホミ	僧正清解案(平—4642) 相伝所領田畠1町
6	六条池	○	〃 南六条	アサハラミ	〃 〃 〃 4町
7	喜殿池	○	〃 喜殿	六ノ坪	北喜殿荘内蔵寮田1町・9反
8	上総池	(○)	〃 上総	上木	田倍西荘谷上寺田4反
9	荒池	(○)	〃 上総	荒ノ池・新庄など	〃 公田畠3反
10	北菅田池	○	〃 北菅田	井之坪	西伊与荘公田畠8反
11	大津田池	○	〃 上之庄	大津田	〃 〃 7反180歩, 東伊与荘公田畠1町3反
12	田部池	○	〃 田部	榊木	田倍西荘公田畠1町
13	九条池	○	〃 九条	角田・一ノ坪	九条荘公田畠9反180歩
14	新池	○	〃 長柄	土居ノ内・南土居ノ内・林ノ内 エノコダ	石井戸荘公田8反120歩・9反, 兵庫荘公田畠3反・3反
15	老田池	○	〃 〃	老田池	兵庫荘大和社田5反
16	古池	○	〃 武蔵	五ノ坪	南中南荘内匠寮田1町
17	海知池	○	〃 油田	油田	中南荘公田畠2反4歩
18	遠田南池	○	〃 遠田	古屋敷	小蔵西東荘公田畠5反, 同荘髻免田5反
19	新泉南池	○	〃 新泉	南池辺	新富荘公田畠9反180歩
20	丹波市池	○	〃 川原城	溝マタケ	弘福寺領山辺荘田(平—444他)
21	川原城池	○	〃 〃	ミゾシロ	〃 (〃)
22	唐古池	○	田原本町唐古	角の脇	田中荘公田畠8反230歩, 鋪設免田8反, 左京田1反140歩
23	鍵池	○	〃 鍵	狐塚	田中荘公田畠7反76歩, 左京田2反, 无主位田260歩
24	法貴寺西池	○	〃 法貴寺	宮ノ角	竹田東荘僧供免田9反, 糸井北荘公田畠1反

25	八尾池	○	〃	八尾	柳田・一反田・東池など	中園荘左衛門符7反
26	小阪池	○	〃	小阪	榎木	中喜殿荘公田畠4反180歩
27	坂手池	○	〃	坂手	大ダシ	竹田南荘福田院田3反300歩
28	坂手新池	○	〃	〃	大津森	八条北荘燈油免田2反
29	西井上池	○	〃	西井上	頭田	糸井南荘本原田4反, 3反
30	坂手二丁池	○	〃	坂手	九ノ坪	八条北荘左京職田5反
31	大木池	○	〃	大木	タカセ	糸井南荘法興院田5反
32	為川池	○	〃	為川	池田柱	南中南荘公田畠8反
33	蔵堂池	○	〃	蔵堂	藤原田	小蔵西東荘醬免田6反
34	満田池	○	〃	満田	沓有田	西大垣荘公田畠6反
35	旧池	○	〃	(矢部)	園脇	〃 〃 4反
36	新池	○	〃	〃	大井田	〃 常楽会免田1町・8反240歩
37	西池	○	〃	(泰楽寺)	仙台	〃 〃 1町
38	阿部田池	○	〃	阿部田	大田	八条北荘内匠寮田5反, (伊保戸荘伝法院田5反)
39	笠形池	○	〃	笠形	一ノ木	菓子東荘燈油免田5反, 中宮大夫殿位田5反
40	多池	○	〃	多	四ノ坪・東五ノ坪	南大垣荘公田畠3反, 薬師寺田5反, 常楽会免田1反
41	北池	○		桜井市江包	ハシラ	出雲荘公田畠5反, 出雲荘1町(鎌—203)
42	太田池	○	〃	太田	メグリ	大田荘公田畠1町, 長谷寺免田1町
43	(大豆城北東の池)		〃	大豆越	七反切	与田北荘公田畠4反
44	公方池	(○)		大和郡山市(番匠田中)	河原・柳田	添上郡北田中今吉負田8反・6反(平—1530)
45	井戸野旧池	○	〃	井戸野	池ノ内	池田荘公田畠1町
46	南上池	○	〃	石川	久保取	櫛北荘稻吉名負田1町(平—1531)
47	南下池	○	〃	〃	半木原	〃 〃 1町(〃)
48	芝池	○	〃	(横田)	上唐土	櫛田荘公田畠8反
49	南下池	○	〃	白土	地藏後	〃 〃 7反, 勸学院田7反
50	椎木上池	(○)	〃	椎木	横内	興富荘公田畠8反・1町
51	〃下池	(○)	〃	〃	〃	〃 〃 1町
52	(今国府北西の池)	(○)	〃	(今国府)	一ノ坪	〃 〃 9反・2反

番号	溜池名	皿池(1)	所在地	小字名	溜池部分に相当する田畠史料(2)
53	(今国府北西の池)	(○)	大和郡山市(今国府)	一ノ坪	興富荘公田畠 5 反・5 反・5 反・1 反
54	東池	○	〃 馬司	東池	強木北荘公田 6 反10歩
55	蓮池	○	〃 伊豆七条	古垣内	安曇(荘) 田常楽会免田 4 反
56	葛上池	○	〃 北柳生	木ノ元	楊生荘春日社御弊免田 8 反
57	櫟枝池	○	〃 櫟枝	エハ	櫟田荘大后寺田 9 反, 勸学院田 1 町
58	鉢池	○	〃 鉢立	鉢池	南櫟荘公田畠 2 反
59	南池	○	〃 八条	南池	一夜松南荘燈油免田 7 反240歩
60	里池	○	〃 若槻	里ノ前	若槻荘田畠 1 町 (徳治 2 年土帳『大和国若槻庄史料』)
61	大將軍池	○	〃 〃	大將軍	〃 (〃)
62	北池	○	〃 発志院	北池	横田荘名田等 1 町・1 町 (嘉元 4 年土帳 〃)
63	南池	○	〃 〃	南池ノ上	〃 1 町 (〃 〃)
64	石見池	(○)	三宅町石見	池ノ内	池辺荘公田畠 5 反
65	穴見田池	(○)	川西町吐田	八ノ坪	〃 〃 4 反120歩, 狭竹荘公田畠 2 反
66	藤井池	○	安塔村東安塔	藤井池	強木南荘公田畠 4 反, 2 反180歩
67	友田池	(○)	〃 岡崎	供田	〃 〃 3 反, 2 反
68	大塚池		広陵町大塚	古池	弘福寺領広瀬荘田 (平—444ほか)
69	おやす池		〃 〃	新池	〃 (〃)
70	拍手池		〃 〃	拍手	〃 (〃)
71	新池	○	大和高田市根成柿	ゼンチ	河西荘公田 1 町
72	笛堂池	○	新庄町笛堂	笛堂	今井荘燈油免田 7 反
73	新町池	○	〃 新町	柏木	〃 〃 9 反
74	平塚池	(○)	〃 新村	平塚	(葎荘公田畠 7 反125歩)
75	今越池		御所市城	東ツグ田	〃 燈油免田 8 反
76	古作池	○	〃 (出屋敷)	腰楨	〃 〃 1 町

(注) (1) ○印が皿池, (○)は四方堤ではあるが皿池とは断定できないもの

(2) 史料名がないのは延久 2 年興福寺雑役免田畠坪付 (平—4639, 4640) による。

尚, () を付したものは推定

は大幅に異なった極めて小さな溜池でしかなかったことが知られる溜池の多くが、溜池と関係の認められない小字名の部分に所在している。このことから、溜池と関連のない小字名のところにある溜池は、平安期頃には存在しなかったか、それに準じた状況であった、という作業仮説を導き出すことができる。この作業仮説には、上述のような小字名確定のプロセスから生じる可能性のある例外のほかに、例えば奈良市秋篠町の場合のように、小字名が溜池あるいは条里の一町方格の単位を大幅に越える広大な面積を占める場合には、上述の小字名確定のプロセスさえ適用できない、といった不都合が出現する可能性もある。しかし、大和盆地の平野部のほとんど全域において、事実上はこの作業仮説の適用は可能であり、これによって文献史料が全く欠除している多くの部分をも含めて、盆地全域を直接の検討の対象とすることが可能となる。

さて、溜池が所在する部分の小字名を調査し、③小字名が溜池と関係のないもの、⑥小字名に「池・井・淵」などと付くもの、⑦a・b以外、すなわちbではないがaとも確定できないもの、④「新池」という小字名のもの、の四つに分類したのが第6図である（⑦は不明のもの）。

まず、aの溜池が極めて多いことに注目したい。aは平安期に存在しなかった可能性が高いものであるから、第6図のように極めて多くの溜池が当時存在しなかったことになり、それらの溜池の灌漑範囲における平安期頃の灌漑条件は極めて不十分であった、と論理的に考え得る。⑧前章において明らかにしたような灌漑条件に規制された形での一時的な畠の存在はもとより、不作・損田などの発生もまた十一世紀以後における溜池築造によって克服されている弘福寺領・今吉負田・稻吉名負田などの場所の例を想起するならば、この論理的帰結は具体的事例によっても裏付けられることになる。従って、極めて多数にのぼるaの溜池は、先に現状より少なかったことを明らかにした条里地割内部の水田の面積の拡大、もしくは不作・損田などで示されるような不安定な耕地の安定化、といったプロセスと対応して築造されたものと考えられることになる。しかも、第2表から導いた先の作業仮説は、平安期に存在せず、それ以後に築造された溜池のすべてを網羅するものでないことは当然であり、c・dはもとより、bの溜池にも新しいものが含まれている。従って、事実上aと

同じ位置付けになる数はさらに多い筈である。

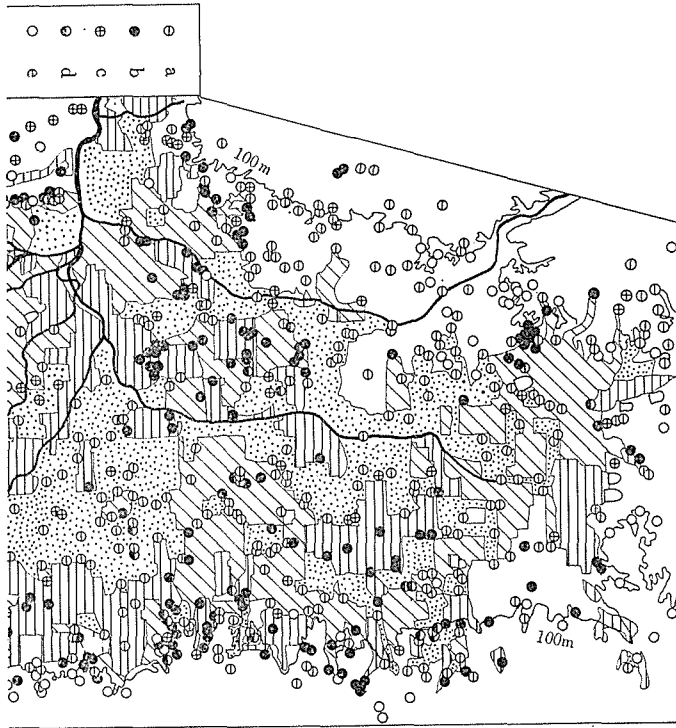
次には、盆地中央部の溜池に a の場合が多いこと、すなわち、第 2 表でも指摘したように、皿池の大部分が a に属することにも注目したい。皿池の大部分が、このように平安期頃には存在しなかったと考えられることにより、条里プランの一町方格に規制されたこの方形の溜池は、築造時すでに施行されていた条里地割に規制されてきた形態であることになろう。⑨

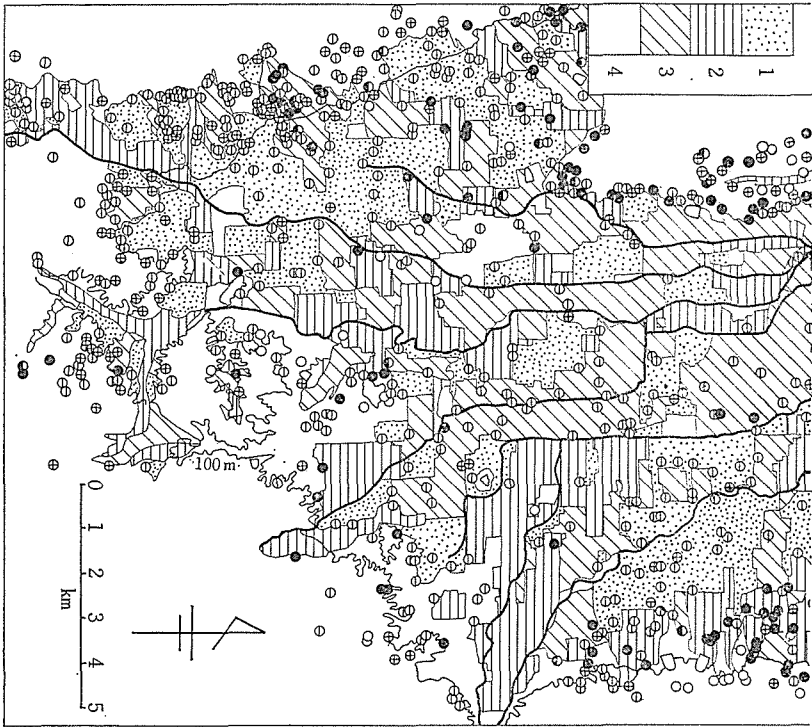
ただ、小稿では形態論には立入らないで、皿池と谷池が有している機能と平安期の溜池の事例を検討することによって、当時の灌漑状況の検討を続けたい。

溜池の分類と灌漑条件復原の試み

- 1 : a の溜池（および揚水機）のみによって灌漑されている部分
- 2 : b の溜池、河川、天水によって灌漑されている部分
- 3 : 1・2 の両方もしくは、c・d の溜池によって灌漑されている部分
- 4 : 不明および市街地

(2) 皿池・谷池の機能と平安期の溜池
さて、皿池の多くは条里プランに規制された方形の形態であるが、このほか、平均水深が二〜四メートルしかない浅い池であること、四方に築堤して湛水していること、の二点を特徴として加えねばならない。すなわち築堤量の割には湛水量が少な





第6図 小字名による大和盆地床の

- a : 小字名が溜池と無関係な溜池
- b : 小字名に「～池」などと付くもの
- c : aともbとも確定できないもの
- d : 小字名が「新池」という溜池
- e : 不明（未確認）

いことになる。例えば第4図の中の皿池3・11・16・17の貯水量が各々二万、三・五万、三・七六万、三・八万立方メートルであるのに対し、一見同面積程度にみえる谷池19・22は六・六万、五・八四万立方メートルである。

このような皿池は通常、三月上旬～六月上旬位の用水期に満水し、用水期の終了後十月中・下旬に減水して底水を残すだけとし、周囲の水田の乾燥化をはかる^①。皿池に湛水する際の水源は、しばしば天井川化している河川もしくは、上流の谷をせきとめた谷池である。すなわち、皿池は用水多用期間にのみ使用する補助的な機能を果していることになる。皿池はこの目的のために、付近より若干高いところを選んで築造されて

いる場合が多い。例えば上述の川原城池・丹波市池は共に十一世紀には現作率の低かった部分、すなわちおそらくは微高で水がかりのよくなかった部分に築造されており、第2表41の北池が、十二世紀の出雲荘の畠地であった部分であるなど、その例は多い。前掲第4図の六〇メートルの等高線が21の皿池の西側へ張り出していることなども、この皿池が下流側へ張り出した微高地端に立地していることを示して出ている。さらに著名な唐古遺跡のある唐古池(第2表22)など、皿池底がしばしば弥生式遺跡の場所と合致していることも、このような微地形的立地条件のゆえであろう。小字名と文献史料との照合作業によってかなりのものが平安期には存在しなかったと推定した皿池は、以上のような形態と立地条件によって補助的な機能を果していることを、ここでは確認しておきたい。このような補助的機能は、例えば現作率を高めたり、得田率をよくしたりするような耕地の質的な向上となじみ易いものであるように思われるからである。平安期頃の不安定な耕地を安定化し、あるいはさらに集約化するプロセスにおいて、多くの皿池が築造されると考えるのが最も自然ではないだろうか。

それでは、奈良・平安期頃に確認される溜池はどのようなものであったのだろうか。文献上知られている池には『日本書紀』に記載されている剣池・狭城池・迹見池・坂手池・韓人池・軽池・鹿垣池・麻坂池・磐余池・市磯池・高市池・藤原池・肩岡池・菅原池・掖上池・畝傍池・和珥池、『古事記』に出てくる軽之酒折池^⑬、『続日本記』に記載されている矢田池、越智池、さらに天長二年の碑によって知られる益田池など大和に限ってもその数は多い^⑭。しかしこれらの多くは、現地比定についても諸説あり、必ずしも明らかになっていないことが多く、ただ、最近詳細な復原研究が行なわれている磐余池^⑮・益田池^⑯などがいずれも谷をせき止めて湛水した広大な谷池であったことには注意しておきたい。このほか奈良・平安期では、次の例がある。まず上述の「額安寺伽藍並びに寺領図」には二カ所の破損して切り抜かれた部分があり、つい最近まで、現存していた大和郡山市額安寺の小手ヶ池・東池とほぼ合致する。嘉元元年(一三〇三)の写本と推定されている「京北班田図」^⑰は、奈良市西大寺から秋篠町付近に比定されるが、これにも「勅旨池・楯烈池・赤皮田池・院池・新海

池」及び現在のあやめ池に相当するらしき線と小さな池8個が描かれている。院池(新海池)は現在のぬい池に、勅旨池は現在の内ヶ池に相当する位置である。後者の小字は大池であることから、嘉応三年(一一七二)の僧義助讓状(平―三五六)などにみえる「大和国添下郡秋篠郷内大池」に当る可能性があり、この池は「限東小路、限南峰、限西横峰、限北峰」と典型的な谷池である。赤皮田池の方は嘉元元年(一一三〇三)の「西大寺秋篠寺相論絵図」にも描かれている^⑮。この図には「南樋・北樋」という二カ所の水門のある「赤皮田池」とその上流側に「今池」を描いており、いずれも池の東側一方が堤防で仕切られたやはり典型的な谷池である。また天平一九年(七四七)の法隆寺伽藍縁起並流記資財帳にも「大倭国平群郡寺辺三塘」と溜池の記載をしている。これが具体的にどの池を指すものかは不明とおかねばならないが、延久四年(一〇七二)前権律師某解案(平―一〇九〇)の平群郡八条一〇里四坪東北の「字裏田池」、あるいは承安二年(一一七二)尼淨妙田地讓状(平―三六一四)の同一一坪に關連する「字開補池」はいずれも一応「寺辺」に相当し、後者は法隆寺西方の桜池の位置である。平群郡ではこのほか承平七年(九三七)の信貴山寺資材帳写(平―四九〇四)にも八条一四里一六坪に「下池壹処」の所在が知られる。さらに、承保三年(一〇七六)の大和高市郡司刀禰等解案(平―一三三四)に「佐志池・桜井池・劍池・軽池・伊立池」の名がみえ、劍池・軽池は日本書紀にもみえるものと思われる。前述の「大和国東喜殿莊坪付図」にも、二六条二里十九坪に「池四段小」の記載があるが、これは標高八七メートルの日高山北麓に位置したことになる。これらの確認できる例がすべて谷池的構造であり、確認できないものも谷や山麓付近に位置していることが知られる例が多いことからやはり同様の構造を推定してよいであろう。

ところが、小東荘関係の文書には山麓部に当る「一三条三三三〇坪三段(平―二〇二五)、一四条四里二五坪(平―一三五二)、同三六坪三段(平―一四六〇)などの池のほか、平地に相当する「一四条四里一〇坪に一段(平―二五〇七)の池が知られる^⑯。また前述の平田荘内検帳(平―二六五二)にも現在の当麻町長尾の古池の南側に当る葛下郡二五条九里一六坪に二段の池を記している。しかしいずれも、たとえ平地にあっても極めて小規模なもので、後の皿池とは随分異なる。

さらに下って鎌倉期では、文治二年(一一八六)の大和池田荘丸帳(鎌一二〇二)にみえる「細井池」、嘉元四年(一一三〇六)の大和国横田荘土帳にみえる四町分の「池」^③、徳治二年(一一三〇七)若槻荘土帳^④にみられる二町半の池などが知られる。文治二年の細井池とは、現在の奈良市池田の広大寺池(第4図1)であり、形態も規模もほぼ現状に近い状態であった。^⑤ところが、その百年余り前の延久二年(一一七〇)には池の南半部に当る部分に興福寺雑役免長講免田三段があり(平一四六三九・四六四〇)、当時の溜池は北半部だけであったか、もしくはこの溜池が少なくとも二つの部分からなっていたと推定される。^⑥このことは現在の広大寺池の南半部が皿池的であり、北半部が浅い開折谷を利用した谷池的な構造であるといった差異、あるいはこの両者の水利権上の差異^⑦といった点とも矛盾しない。すなわち十一世紀末から十二世紀末の時期に、現状のような溜池の完成をみていることになる。横田荘土帳の池は、その土帳の一部に堤の所在を記していることなどからも溜池とみられるが、その位置は前掲第4図13の位置に当り、そこには東へくい込んだ五〇メートルの等高線が確認される。すなわち、一四世紀初頭のこの溜池も浅い開折谷を利用した谷池的なものであったと推定される。もう一つの若槻荘の池とは現在の大和郡山市若槻の若槻池(第4図2)に当り、土帳の記載に比べ北部で約半町分狭くなっているが、ほとんど現状に近く、典型的な皿池であったと思われる。渡辺澄夫によれば、平安末・鎌倉初期にもこの溜池の所在が推定されているから、現在のところ確認し得る典型的な皿池では最も古い。^⑧

さて、このように平安期前後に確認できる溜池のほとんどが谷池、もしくは谷池的なものであり、若槻池以外は皿池ではなかった。従ってこのことも先の推定の傍証となろう。すなわち、平安期には、現在みられるような多くの皿池のほとんどが存在せず、谷池もしくは谷池的な溜池が知られるに過ぎなかったことになる。

ところで、前述のような平安期頃から確実にあった溜池で現存したもの、すなわち額安寺図の二つの池、剣池・細井池、若槻池などの小字名は「小手ヶ池・東池・石川池・広大寺池・住古池」といった名称であり、この他にも著名な興福寺の猿沢池(小字名も同様)など、ほとんどが、前述の分類のbに当る。従ってこれのみからすれば、bはaとは逆に平安期頃

からあった可能性のある溜池となる。ただこの場合には、前述のような溜池築造と小字名成立のプロセスに関する推論を想起しても、論理的にストリートに時期認定の資料とはならない。新しいものでも当然に属することがあり得ることはもとより、例えば、当時すでに存在していた筈である古墳の周濠に、aまたはcのケースになるものが多いからである。古墳の部分の小字名には周濠と墳丘を一括して一つの小字としている場合が多く、この場合例えばウワナベ古墳・コナベ古墳・景行天皇陵などが「ウハ鍋・小鍋・向山」といった具合に、墳丘の方に重点をおいた小字名となっている例が多く、小字名形成のプロセスからみても当然と思えるからである。しかし第6図のように、谷池もしくは谷池的な立地の溜池に、結果的にbのケースが比較的多いことにはやはり注目してよい。

(3) 平安期の灌漑条件の推定^⑨

はじめに述べたように、大和盆地は地形的に完結した地域であり、周囲から流入する川の水量の合計も、合流して大和川となって流出する水量も、平安期と現状とが大きく異なるとは思われない。盆地の平地部分の面積に比べて集水面積が狭く、平野を充填する水田の灌漑は、まず乏しい水量を最大源に利用することによってのが現状である。すなわち、山麓の小河谷には谷池を、平地には皿池を、いずれも極めて数多く築造し、限られた水量を盆地内に少しでも長くとどめ、灌漑に利用しているわけである。ことに皿池は、築堤量のわりには貯水量が少なく、また微高地に一時的に湛水して給水する補助的機能しか果し得ず、平地に築造するゆえに生ずる池敷の面積の無駄も多い筈である^⑩。

このようにまでして、条里地割内部の水田を現状のような連年耕作の可能な比較的安定した耕地としていることになる。いままで述べてきたように、溜池を築造することによって新たに水田を開発することもあったのであろうが、何より安定した灌漑条件を整えること、水田現作率を高め、得田の比率を高める作業を続けてきたわけである。以下の検討の方向に合わせて再言すると次の如くなる。

すなわち、溜池は灌漑条件を良くするために築造されるのであるから、築造後はそれ以前より灌漑条件がよくなってい

ると考えてよい。従って、前述の a に属する溜池によって灌漑されている部分は、平安期には灌漑が極めて不十分であった可能性が高い。

さて、第 6 図に戻りたい。この図は、「大和平野水利系統図」^④によって、灌漑状況の区分を試みたものでもある。水利系統図は、灌漑方法によって「溜池利用地域・河川利用地域・揚水機利用地域・天水地」及びそれらの重複地域に区分し、それぞれの用水源を示したものである。そこで第 6 図を作製する為に次のような前提条件を設定した。(i) 河川灌漑と天水地は b の溜池による灌漑と同様に扱う。(ii) 揚水機による灌漑は a の溜池による灌漑と同様に扱う。(iii) c・d の溜池は、a・b と同時使用されている部分では問題とせず、単独使用の場合には後述の ③ に分類する。

このような条件の下で ①、a の溜池(揚水機を含む)によってのみ灌漑されている部分、② b の溜池(河川灌漑・天水地を含む)によってのみ灌漑されている部分、③ a・b の両者あるいは c・d の溜池のみによって灌漑されている部分に三大別したのが第 6 図である。①は、平安期と現在とを比べた時に灌漑条件に最も大きな差異のある可能性が高い部分、②は最も違いの少ない可能性のある部分、③は①と②の中間的性格の範囲ということになる。

ところで、揚水ポンプによる灌漑は比較的最近のことに属するから、それを a の溜池と同様に扱うことに当面問題はな
いであろう。一方、河川灌漑の方は、一般的には平安期においても利用し得たと、とりあえず理解しておきたい。天水地
もこれに準じるものと考えてよい。例えば次のような例が知られるからである。その一つは、前掲の承保三年(一〇七六)
大和高市郡司刀禰等解案に記載された「木葉堰・豊浦堰・大堰・今堰・橋堰・飛田堰・佐味堰」の七堰が、いずれも現
在も飛鳥川に設けられている堰と合致し、かつ灌漑に供されていることが和田萃によって明らかにされていることである。
上述のような溜池の場合に比べれば変化が少ないものと考えられる。このことは、先に述べたように弘福寺領山辺荘にお
ける現作率の高い部分が、平安期以来都市化寸前まで河川灌漑によっていたと推定されることによって裏付けられよう。
従って、②のうち河川灌漑による部分は灌漑条件に最も変化の少なかった部分となろう。^⑤しかし逐一証明されているわけ

ではなく、bの溜池には新しいものも多数含まれているから②のうちにも実質的には①もしくは③と等しい部分が含まれていることになる。

さらに推論を進めてみよう。①の変化の割合が大きい部分とは、かつて灌漑条件がよくなかったために溜池を新たに築造した部分と考えられるから、②のような変化の少ない部分とは、さほど変革の必要がなかった部分と考えられることになる。換言するならば、①は特に灌漑条件がよくなり、畠・不安定耕地・損田の多かったと推定される部分、②は比較的水田の比率が高く、また安定した耕地、得田の比率も高かった可能性が大きい部分といえる。③はこのいずれかに分類されるかまたはその中間的な状態の部分となる。もとより、この①・②・③に区分した内部が均一の灌漑条件であった可能性は全くなく、先に明らかにしたように一定の範囲内においても、微地形条件などに規制されて様々な状態であった。しかも、以上のようにいくつかの前提条件を設定して、機械的に処理した結果が第6図であり、例えば極く最近に至るまで干害に悩まされた部分が多かった大和盆地全域をすべて一率に安定度の高い状態と仮定したことなど、極めて相対的な推論である。しかし、論理的には上述の推論は成立し得る筈であるから、全く無意味ではなからう。

同図によれば、①の部分が極めて多いこと、②の部分が盆地北・東・南部の山麓に近い部分、及び寺川流域と盆地中央部付近に多いこと、などが目につく。このうち盆地中央部の河川合流点付近に多い②の部分などは、かえって水損の可能性の高い部分でもあるから、それが平安期の耕地の安定性と直結するわけではない。ところが、例えば先に対比した弘福寺領の広瀬荘と山辺荘の大部分は③と②となり、また稻吉名負田及び今吉負田は①もしくは③となるから一応これらの例に関しては矛盾がない。

いずれにしても、大和盆地の大部分では灌漑の方法や条件にこのように大幅な変更が加えられて現状に至っている。この試論にはさらに、土地条件と第6図との対比検討、あるいは史料の豊富な近世以降の干損・水損などの状況との対比など、まだまだ加えるべきことが残されている。しかし、平安期には、現在以上に灌漑が不十分であった部分が、極めて広範囲

に及んでいたことは以上によって認めてよいであらう。

① 奈良県溜池台帳（奈良県耕地課、昭和二八年調査）には、溜池の形式を「一方堤・二方堤・三方堤・四方堤」に分類しているが、それを使用して四方堤のものを皿池と理解した。三方堤とは中間的であるがほとんどの場合谷池的構造とみなされる。

② 前掲①の溜池台帳には「工期」の欄があり、「三〇〇年前と推定」といった具合に、築造期の推定をしている。これを集計した結果を「奈良平野における農業水利の展開」（前々々章注⑩）に掲げている。これによれば「古代12、奈良0、平安初期9、平安後期3、鎌倉室町36、戦国28、安土桃山13、徳川前期775、徳川中期289、徳川後期270、明治前期76、明治中期28、明治後期34、大正16、昭和26、戦後6、不明11」となるが、前記台帳そのものが、本来管理者の届け出を集計したものであり、特に、古い部分ではほとんどの部分が不正確と思われる。以下の考察では、溜池台帳のこの「工期」とも一応の対比を試みるが、結果的にはそのままでは使用不可と判断した。現地における溜池築造期に関する伝承的なもの、といった風に位置付けておくのが妥当と解される。

③ 前掲①の溜池台帳によれば、奈良県の受益面積5町以上の溜池一、六三二、以下のもの一、一六九、計一三、八〇一となり、堀内義隆は盆地におけるその数約三、〇〇〇としている（前々々章注⑩、一九五五年）。筆者が教え、また調査対象としたものは、馬見丘陵中のものなど極端に小さなものを除いた結果である。

④ 水津一朗「小字と耕地」（『社会集団の生活空間』一九六九年）では、小字の機能を検討して水利や経営の単位などとの関連を推定している。また、大和の例ではないが小字の面積が三〜六〇〇歩のものが多いことを明らかにして、奈良地割の坪との一般的な関連にも言及している。

⑤ 平野中央部の奈良地割内部には、このような例は極めて少なく、旧秋篠村のほか、旧七条村など山麓部にいくつかみられるに過ぎない。⑥ 小字名調査は、主として昭和四六年におこなった。その折御世話になりました京都大学文学部水津一朗先生ならびに天理図書館・各市町村に御礼申し上げます。尚、第6図にはまだ不明の溜池が多々あるが、論述には影響することはないと判断される。これら不明の部分には、現在奈良県立桓原考古学研究所によって推進されている「大和奈良総合調査」の結果によって明らかにすることができる部分もある筈である。

⑦ c には例えば池名が「水上池」、小字名が「水上」といったケースが含まれる。またdは厳密にはbに属すが、しかしその名称故に比較的新しいと判断されるケースが多いので別グループとした。

⑧ 第二章で明らかにしたように当時の水田面積は現状より少なかったのであるから、溜池が増加したとしても、それは水田面積の増加に対応したもので、灌漑条件の質的向上とは関係がない、というようなレトリックは成立しないと思われる。その理由は第三章の諸例及びaの数の方である。

⑨ この点は別稿「荘園村落の景観」（戸田芳実編『有斐閣新書日本史2』、『編集』）に詳説する予定である。

⑩ 奈良県溜池台帳、前掲①

⑪ 堀内義隆「灌漑構造からみたる奈良盆地の地域性」（前々々章注⑩）

⑫ 田の中にあつて、この部分にのみ「浮免島」六段がある（鎌一一〇三）。

⑬ 筆者が京都大学大学院文学研究科在学中に受講した藤岡謙二郎先生の講義（昭和四七年度）において、日本書紀中の溝池に関する部分が

- あり、有益な示唆を受けた。また、これら古代の溜池については、末永雅雄に注⑭の論文があって概括的整理がなされている。
- ⑭ 末永雅雄「大和の古墳・池・条里」(『奈良文化論叢』、一九六七年、同「池の文化」、一九七二年。
- ⑮ 和田萃「磐余地方の歴史的研究——磐余の諸宮——磐余池に関連して——」(『奈良県教育委員会編』、『磐余・池ノ内古墳群』、一九七三年。
- ⑯ 和田萃「見瀬丸山古墳の被葬者——「継体・欽明朝内乱」に関連して——」(『日本書紀研究』7)一九七三年。
- ⑰ 岸俊男「班田図と条里制」(『魚澄先生古稀記念国史学論集』)一九五九年。
- 大井重二郎「大和国添下郡京北班田図について」(『続日本紀研究』六一〇・一一)一九五九年。
- ⑱ 西岡虎之助編『日本荘園絵図集成』、上、一九七六年所収の写真版による。赤皮田池は、京北班田図では京北二条一里に描かれており、現在その位置に相当する部分には池は存在しないが、旧西大寺村に小字「赤田」があってその遺称地名と考えられる。尚、桶烈池に相当する溜池も現存しない(拙稿「奈良・平安期の村落形態について」、前掲一—⑳)。
- ⑲ 稲垣(前々々章注⑰)は、小東荘に関連する溜池として、このほか現在の河合町の大門池・釈迦池が平安時代に存在した可能性を指摘しているが、両者とも山麓の谷池的なものである。
- ⑳ 渡辺澄夫・喜多芳之編『大和国若槻庄史料』第一巻(一九七三年)六および付図
- ㉑ 『大和国若槻庄史料』第一巻七
- ㉒ 渡辺澄夫『増訂畿内庄園の基礎構造』上、二〇二～二二五頁、一九七〇年
- ㉓ 渡辺(前掲⑳)は、これを誤記の可能性あり、とするが、むしろこのように解すべきと思われる。
- ㉔ 渡辺前掲⑳、および
- 稲垣泰彦「荘園開発のあとをさぐる——大和国池田荘(稲垣編『荘園の世界』)一九七三年。
- ㉕ 拙稿「奈良・平安期の村落形態について」(前々々章注㉓)で指摘した集村化と時期を等しくする。
- ㉖ 渡辺、前掲⑳
- ㉗ 榎原考古学研究所が実施した若槻荘の発掘予備調査(昭和五〇年)の際のトレンチでは若槻池東部で表土直下に古墳時代の遺構があるのに、東南部では十二世紀の溝がはるかに深い位置に推定されている、(昭和五〇年六月ならびに八月の発掘調査検討会資料およびトレンチ観察による)といったことから、この若槻池も西へ張り出した台地端に位置したものであることが知られる。
- ㉘ 逆に例えば、奈良市の垂仁天皇陵は全体が小字西池となっている。本来墳丘に主体がある場合には、小字名もまたそうであって当然と思われるが、bの溜池の起源を溯らせられなくなる例外要因であることには違いない。
- ㉙ 個別には注記できないが、宝月圭吾『中世灌漑史の研究』一九三三年、に学ぶことが多かったことを記しておきたい。
- ㉚ 堀内前掲⑪
- ㉛ 竹内常行「溜池の分布について」(『地理学評論』二五―五)一九三九年、前章注⑥
- ㉜ この主体は湧水による灌漑である。
- ㉝ 和田萃「飛鳥川の堰——弥勒石と道場法師——」(『日本史研究』一三〇)一九七二年。
- ㉞ しかし、河川灌漑の部分がすべて、平安期と同様であると直結できるわけではないから、bの溜池と同じウェイットで扱ってみた。

㊦ 例えば、小林重幸(前々々章注㊦)の分布図によっても、干害の程

度は場所による違いが大きい。

五 おわりに

以上、まず文献史料とその現地比定によって、平安期の大和盆地の条里地割内部には、①荒地や事実上の畠が意外に多く、②現作率が低い場合も多かったこと、③たとえ作付しても収穫がほとんどない損田も多かったこと、などを明らかにした。その上で、④弘福寺領、稻吉名負田、今吉負田、栄山寺領その他の具体的分析から、イ・ロ・ハがいずれも微地形条件や灌漑状況に規制されてほとんど余儀なく生じた結果であることを明らかにした。さらに、田畠の坪付史料、小字名などを援用しつつ、溜池灌漑網の形成に関して試論を展開し、これらが盆地内において量的にどの程度を占めているのかをさぐる試みを行った。その結果、⑤皿池の大部分が平安期には存在しなかったと考えられるに至り、その他の灌漑方法を考慮しても、⑥平安期の灌漑条件は一般にかなり悪い状態であったことを推定した。

しかし、平安期の灌漑条件とその空間的な広がり の状況の復原の試みはじめ、まだ試論の域を出ないことも多く、さらに今後の検討が必要である。また、論述の目的の一つをここに据えたために、第四章の視点と方法は本来微細な変化を追求するには不向きであり、結果的に平安期をフラットにとり扱うこととなったことも、残された課題である。

またほとんど全編を、実際の農業的土地利用とその微地形条件ならびに灌漑条件に限定して検討を加えてきた。政治的・制度的あるいは社会的な要因などをほとんど留保したままであったが、これが無関係であったわけではなく、実際にはこれらのすべてがからみあって一層複雑な展開を示してきた筈である。ただ、微地形・灌漑条件によって、具体的にどこがどのような土地利用についてほとんど説明が可能であったことには、多少意外な感がしなくてもないが、留意しておきたい。この位置付けについても今後に期したい。

(追手門学院大学講師)

小稿の作成に際し、文部省科学研究費一般。(代表者浮田典良、課題番号 二五八〇九二)の一部を使用させていただいた。深く御礼申しあげる。

wages.

For these reasons, regular interchange of paddy field was sustained, which allegedly resulted from a intension of labor service (dienst). And petty peasant owning the field of one bau (0.7ha) or so was not dissolved, while non-owning peasant was absorbed into the plantation as laborer. The indigenous agriculture based upon irrigation couldn't but be devastated because of a lower level of technical development such as the continuance of land-interchange, culture-system of early ripening sugar cane, decreasing fertility and insufficiency of irrigation water.

The Agricultural Land Use in *Jori* 条理 System of
Yamato Basin for Four Centuries before 1200

by

Akihiro Kinda

Analyzing the materials which illustrate the agricultural land use and applying it to the actual spots, I found that there were many lands which were not arable or not paddy fields in *Jori* Systdm of Yamato Basin for four centuries before 1200 and that in case of the low ratio of planting areas to arable land, they had no crop. Moreover judging from some cases, such as the estates of *Gufuku* Temple 弘福寺 and *Eizan* Temple 榮山寺, it became clear that the above situations were an inevitable outcome of the conditions of microgeomorphology and irrigation.

Then by examining the state of irrigation and analyzing its extension, I can presume that for a period of four centuries before 1200 there were scarcely irrigation ponds which were shallow and square—essential to the irrigation of Yamato Basin—and that the state of irrigation of those days was generally very bad.